

◆プロフィール

北海道社会福祉協議会の中村でございます。今日の立場は、日本ケアラー連盟の理事という立場でお話しさせていただきます。その他、最近、介護ロボットが注目されていますが、全国福祉用具相談研修機関協議会という組織があり、副代表兼事務局長もしております。福祉用具等は、ケアラー支援としては環境因子のところですが、福祉用具や住宅改修などの家庭環境に関わるところもケアラー支援につながると思っています。

基本的には、前回、斎藤先生からお話をいただきましたので、私の話は、再確認となります。また、レジュメの枚数が多くて 45 分で終わるのかと思われるでしょうが、かなりはしよりながらいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

◆現状に向かい合う意義と定義

まず最初に 1 枚追加を入れさせていただきましたが、「ヤングケアラー問題に着目したことが、これまでありますか」です。

高齢者分野においても、地域包括支援センター等でもなかなか家族支援とかケアラー支援、そしてその世帯にいる子供の問題まではなかなか注目できていなかった、着目できていなかったのではないのでしょうか。また、ヤングケアラーの問題に着目したことがあっても、ヤングケアラー支援をその子供のステージごとに意識をしているのか、今、関わっているその瞬間の関わりだけではなくて、その前後というところも含めて考え、また、ヤングケアラー支援というのは、その子供だけではなくて、その家族、家族全体に関わるという意識があるのかということところです。この点は、前回の斎藤先生もお話いただいたところです。

次に、私たち日本ケアラー連盟の基本的理念のところですが、「大切な人を介護しているあなたも大切な一人です」と。ここを忘れないで私たちもこれまで取り組んできておりますのでご理解いただければと思います。

◆僕は僕の人生を生きていけますか

最初に、私たち日本ケアラー連盟が 2014 年に開いたフォーラムのテーマですが、「僕は僕の人生を生きていけますか」となった話を読ませていただきます。

「父の介護が始まったのは高校 1 年、働いてきた母が帰宅するまでは、自分が介護に専念した何らかの社会的支援に関する情報があること自体わからなかった。関係者は要介護者の父には関心を持ってくれるが、介護をする側の自分には関心を持ってくれない。誰も見ていてくれないんだという憤りを感じていた。友人にも、父のオムツの取り替えのことなどは話せなかった。学校でも、自分は早く帰って介護を

しなければならぬ、この介護はいつ終わるのか、毎日を繋ぐのに必死だった。だから就職という選択も描けなかった。介護を経験してみて、「僕は僕の人生を生きていけますか」ということを誰かに聞いたかった。若者介護は「頑張ったね。大変だったね」と美談化される気がする。」

フォーラムで話されていた元ヤングケアラーさんの言葉です。ヤングケアラーとしての孤独や先の見えなさ、自己非存在感など、その当時のその方の心が伝わってくると思います。

ここで、ちょっと振り返りたいのですが、私たち日本ケアラー連盟が何で「ケアラー」という言葉を使っているのかというところを説明します。

◆ケアラーとはどんな人・ヤングケアラーとはどんな子供たち

当時は、「ケアラー」という言葉が、まだ一般的じゃなかったというふうに思っています。最近では、いろんなところで「ケアラー」とか「ヤングケアラー」という言葉が聞かれるようになり、私としても嬉しく思っています。

最初、私どもも、「介護者支援」という表現を使って考えていましたが、議論の場面で、認知症の方や病気や障害を持っている方などいろんな人がおり、そういう方が家族として関わりを持っているときに、「介護」や「介助」、「看病」、「看護」、「世話をする」という言葉を使ったり、「手を貸す」、「手伝う」、「見守る」、「心配する」などたくさん言葉が使われていました。

これらの言葉は、多分、相手によって微妙に使い分けをしているということが現状で、高齢者の場合には「介護」という表現を使ったり、病気やケガの場合には「看病」や「看護」、障害者の場合には「介助」、障害児の場合には「療育」という言葉も使っています。また、子供が関わる場合には、「お手伝い」という言葉を使っています。言葉には、色やイメージがついているので、家族の関わり全てをどのように表していったらいいのだろうということで、日本ケアラー連盟では、「ケアラー」という言葉で、家族が手を貸したり気遣ったりする全ての人たちを表そうと考えました。そして、「ケアラー」という言葉の定着から進めていき、ケアラーやヤングケアラーになっても一人の人間として尊厳を持ってその人らしく生活ができるということを進めていきたいと考え取り組んできました。

ケアラーとはどんな人、そして、ヤングケアラーとはどんな人については、前回の斎藤先生が十分にご説明してくれていますので、時間の関係もありますので省かせていただきます。

◆なぜ、ケアラー支援が必要なのか

ケアラーやヤングケアラーの支援が、なぜ必要なのかというところについて話を進めていきます。

最近では、「8050問題」とか「老老介護」「ヤングケアラー」など、様々な言葉が巷に飛び交っていると思います。

そして、その他にケアラーの孤独・孤立、介護うつ、介護ストレス、介護疲れ、介護殺人、介護自殺、介護心中、そして介護離職など様々です。

具体的には、日本福祉大学の湯原先生の「介護殺人、介護心中」についての調査で、ひと月に3件起こっている。介護離職については、年間10万人。そして、関西の数字ですが、高校生のうち20人に1人は家族のケアをしている。

◆家族介護における要介護者への「憎しみや虐待の増加」

次のスライドですが、これは大変興味深いデータですのでちょっと載せさせていただきます。

家族介護における要介護者への憎しみや虐待の増加というデータで、連合が介護保険法の創設、そして、高齢者虐待防止法制定の前後、1994年と2014年に実施した調査です。

大変衝撃的だと思っています。介護保険制度や高齢者虐待防止法ができて、約3人に1人の介護者が、「憎しみを感じる」と回答しており、そういう制度ができて、その後も、概ね変わらない。かえって少しポイントが上がっている。たしか、介護保険は「介護の社会化」、そして、高齢者虐待防止法は、養護者支援法としての位置づけもあります。家族介護における実態は変わってないのではないのでしょうか。

このスライドには、高齢者虐待防止法施行後の養護者による高齢者虐待の相談と通報件数と虐待件数の推移が載っています。

2006年には1万2000件強であった虐待判断ケースが、2019年には1万7000件と右肩上がりで増えています。虐待の発生要因としては、「介護疲れ、介護ストレス」が48.3%で約半数です。これは単に、虐待問題については虐待ということのみに焦点を当ててではなくて、支援法として、虐待の発生原因となっている介護疲れや介護ストレスについて寄り添った対応が重要だと感じます。

そこで重要なのが、養護者個々、ケアラーやヤングケアラーの理解ではないかと思っています。養護者であるケアラーやヤングケアラーも、尊厳を持った一人の人ということですね。

◆それは私だったのかもしれない

そして、次のスライドですが、これは2015年に行ったフォーラムで、そのときは、介護殺人をテーマにフォーラムを開催しております。

「昨今の社会保障財源や介護保険財源の圧縮を背景に在宅での流れが主流になってきている中、介護を抱える家族は大変厳しい状況に置かれている。介護で追い詰められ、孤立無援の中で介護心中や介護殺人は他人ごとではありません。」

タイトルにある通り、「それは私だったのかもしれない」というふうに思われている方も、フォーラム会場では多かったのではと感じました。

神戸市のヤングケアラー支援の始まりは、令和元年10月の20代の若者ケアラー、である孫さんですが、同居していた認知症のおばあちゃん、90歳のおばあちゃんを

殺害した事件がきっかけとなって、市長が市内にプロジェクトを立ち上げて、ヤングケアラーの支援が必要だということで、令和3年4月から「子ども・若者ケアラー支援」をスタートしたのが神戸の取り組みです。

◆ヤングケアラー・若者ケアラーの実態

この次は、ヤングケアラーや若者ケアラーの実態という興味深い数字、データですので後ほどご覧ください。

◆ヤングケアラーになることでの影響

それでは、このような状況の中で、ヤングケアラーの子供たちにはどのような影響があるのだろうか、というところが次のスライドです。

まず初めに、学校生活への影響、これは遅刻や欠席、宿題の遅れ、成績不振になる。学校への影響や部活動を休むなどにより、友人関係がうまくいかない、話が合わないなど、友人人間関係への影響が出てくる。

また、進学ができなくなる、就職が妨げられるなどの具体的な影響もあります。

次は、健康面への影響です。

ヤングケアラーは、若いから大丈夫と言われることもありますが、緊張感を伴うケアを毎日継続的に担うことで、精神的にも身体的にも影響が生じてきます。

また、孤立や孤独の影響、これは、学校に行けなかったり、友人と遊べなかったりする中で、友人関係が希薄化して孤立や孤独になっていくこともありますし、なかなか先生にも理解してもらえなく、あの子は駄目な生徒だとレッテルを貼られる場合すらあります。

最後ですが、イメージによる影響もあります。

社会において、家の手伝いをしている良い子など、ケアを担うことは良いことというイメージもありますが、ケアを担うことで、様々な負担や困難を抱えていることも事実で、それがその子の生涯にわたって重大な影響を及ぼしていくということも考えなければならないと思います。

このようにヤングケアラーになることで、子供たちには様々な影響が及んでいるということを社会全体で理解する必要性があると思います。

◆当たり前の生活ができないケアラー

次のスライドは、地域支え合いづくり介護支援の実践と普及の調査からで、当たり前の生活ができないケアラーという内容です。「ゆっくり眠りたい」、「ゆっくり風呂に入りたい」、「自分の時間がほしい」という切実な声があげられており、自身の生活を犠牲にしながらケアしていることが浮かび上がってきています。

また、介護をする生活の中で幸せと思うときについては、20代の母親ケアラーで娘を介護している方ですが、「近所の方々が子どもに声をかけてくれたとき」と回答しており、30代の娘ケアラーで若年性認知症のお母さんを見ている方ですが、「自分の将来設計に不安を普段感じているが、そういうふうな状態じゃないとき。それと、

やりたいことができているとき、そういうときに幸せと思う」、本人の希望というところに合わせて、どのようなサポートができるのかというのがポイントになってくると思っています。

◆ケアラー・ヤングケアラーを支援するための社会の仕組み

次が、ケアラーやヤングケアラーを支援するための社会の仕組みというところですが、ケアが必要な人に対しては、一定程度、法制度は今整備されてきていますが、ケアする人に対しては、そういうものはありません。少しずつ出てきているかもしれませんが、まだ十分なものになっていないのが現状です。

◆ケアラー・ヤングケアラーに支援がなければ・・・

そのような中で、支援がなければどういふ影響があるのか、ということの一例です。

ヤングケアラーに支援がなければ、ヤングケアラーは子供らしい生活を送れない。また、大人、親の保護が受けられないと健やかな成長を保障できず、次世代を育てられないといういふような社会的な影響も出てくる。

ヤングケアラーは、学校生活に集中できない。教育の機会を逃している。そうすると社会的には進学ができず望む仕事に就けない。

次のスライドは、ヤングケアラーは自分の時間労力が少ない。そうすると人生の見通しが持てない。将来に不安を抱えた子供や若者が増えていくというところに繋がっていきます。

◆日本における介護者支援

ここでは、日本における介護者支援について少し触れていきたいと思えます。スライドは高齢の分野ですが、家族介護者支援事業は介護保険制度の任意事業となっており義務化されていません。

最近では、政策課題としての介護者支援の推進の兆しが出てきていると思えますが、「日本1億総活躍プラン」、その中での介護離職ゼロの実現に向けた取り組みというところで、認知症政策における介護者支援の推進というところがあります。

その中の、第3の矢の目標となっていますが、一つは介護する家族の不安や悩みにこたえる相談機関の強化、それと支援体制の充実、次が、介護に取組む家族が介護休業、介護休暇を取得しやすい職場環境の整備などというところが挙げられています。

このことについては、ケアを必要な方へのサービス、そして、大人ケアラーを含めて世帯に対する支援というのがしっかりされてないと子どもにその役割が及んでしまうという結果も出ていますので、この辺は大切です。

ヤングケアラー支援としても、注目すべき点だと思っています。

◆「家族介護者支援マニュアル」に基づく「介護者本人の人生の支援」

ちょっと飛びますが、2018年に介護離職防止のための地域モデルを踏まえた支援手段の整備についての言及がありました。

そこで、今後の家族介護者支援政策が、上げるべき目標というところで、家族介護と仕事や社会参加、自分の生活を両立することと心身の健康維持と生活の質の維持充実、ひいては人生の質の維持充実の両輪がともに円滑に回りながら、要介護者の介護の質、生活、人生の質もまた同時に確保される家族介護者支援を推進することというところが、このときのマニュアルの改訂の中でも目標として挙げられています。

ただ、新規の取り組みをしなければならないということではなく、これまで市町村、地域包括支援センターが取り組んできた地域支援事業の枠組みや成果を生かしながら新たな視点を追加して家族介護者に対する相談支援に取り組むというものです。金も人もつかないので大変だと思います。

その中で、基本的な四つの考え方と手法が書かれています。「介護者のアセスメント」、「ネットワークの構築」、それと「地域づくり・まちづくり」等々が、一応視点と考え方として載せられています。評価したいところとしては、家族介護力維持を目標とした介護者支援から、介護者自身の生活や人生の質を考慮した目標へと介護者支援の目標が転換されたことが大きな意義があると思います。

それと、ホームページとか市町村と包括すべき要介護者支援を示したこと。

介護者アセスメント、連携、地域づくり、介護離職防止の四つの観点から総合的な展開の必要性を示したこと。地域包括支援センターにおける相談支援のフローとして、個別支援におけるアセスメントから支援提供の四つのステップを示したこと、というのは意義があると感じていますが、一方で、今回のマニュアルの限界は、介護家族介護者に対象が限定されており、知人友人などを含めた多様な無償のケアラーが対象とされていなかったこと、それと高齢者の介護が前提とされており、障がいの人や病気の人へのケアが十分に想定されていない。

また、厚労省のホームページにマニュアルが示されたものの、具体的に制度化されたものではないこと、それと先ほども言いましたが、新規事業などの予算化がなされておらず、これまで市町村、地域包括支援センターが取り組んできた地域支援事業の枠組みや成果を生かしながら、新たな視点を追加して介護者支援に対する相談支援に取り組むことを想定していること。

このことについては、ヤングケアラーにおける児家センにおいても同様になる可能性も出てきますので、ぜひとも運動体としても頑張ってもらいたいと思っています。

五つ目は、家族介護者アセスメントは国レベルで統一されたものがまだないので、国際的な状況について触れていきたいと思っています。

◆国際的なケアラー支援の動きとネットワーク

斎藤先生も触れていましたが、国際的な部分では、一つ、日本ケアラー連盟の自己PRではないですが、AICO（国際ケアラー支援組織連盟）というのがあって、これは

ケアラー支援に関して国連などにも話をしている組織で、日本も 2015 年に加盟していますが、この組織への加盟は、各国一つの組織しか加盟が認められていないので、日本では日本ケアラー連盟が唯一入って、国際的な運動を進めさせてもらっているというところです。

ここでは、ケアラー支援の先進国であるイギリスについて説明したいと思います。イギリスは、「無償のケアを、長期的な心身の疾病、障害または高齢に伴うケアニーズによって、家族友人などを世話する人」と法律で位置づけています。

この法律ではケアラーに、要介護者と同じように評価を受ける権利、ケアラーアセスメントを受ける権利を認めています。

そして、若干イングランドと日本の仕組みが違いますが、仮にこれを日本の仕組みに当てていくと、高齢者が 65 歳以上になって介護が必要な状態になったら、高齢者本人が要介護認定を受けて介護保険でサービスが受けられるのと同じように、親が要介護認定を受けて要支援・要介護になったら親に対するアプローチだけではなく、その家族に対しても、アセスメント評価を受けることができるというものです。そして、その家族に対して、「これからの人生をどう歩みたいのか」という話をしっかりしてくれるところです。これが一番大切なところです。

また、イギリスでのヤングケアラーの法律上の定義は、「障害やケアを必要とする人に支援を提供している 18 歳未満の人」となっており、ウェールズやスコットランド、北アイルランドでも次々と社会的ケアに関する権利に言及した法律が制定されてきています。

イギリスでは、ケアラー支援の制度化と様々な支援については分けて、ケアラー支援国家戦略があり、それに基づく行動計画があります。

また、ケアラーアセスメントが自治体に義務化されています。

それと地域にケアラー支援センターがあり、支援や情報が受けられるようになっています。

そして、ケアラーとケアが必要な人のウェルビーイングを高める実践がなされています。資料を付けておきますので、2014 年のケアに関する法律などもご覧ください。

◆2014 年ケアに関する法律

この法律の中には、ケアラーやヤングケアラーの幸福ということが盛り込まれて、予防的サービスの提供も義務付けられています。

その家族を支えるということが必要なので、前回の斎藤先生のお話の通り、ホールファミリーアプローチという、家族支援、家族全体、家族丸ごと支援というふうな視点に立って取り組んでいるというのがイギリスの特徴です

◆英国でのケアラー支援の法律の動向とケアラーアセスメント

次の資料は、イギリスの、ケアラー支援の法律の動向とケアラーアセスメントの大まかな流れになっています。

次のスライドは、イギリスのケアラーアセスメントに基づく支援についてのイギリスの国民保健サービスのホームページに書かれているケアラー向けの説明です。

「ケアラーアセスメントは、あなたと地方自治体もしくは委託された組織の研修を受けた人との話し合いによるものです。

アセスメントは、あなたのウェルビーイングや日々したいことを含む、あなたの人生に大切なことに対して、あなたが行っているケアや支援がどのような影響を与えるかを検討するものです。

ケア役割を担いたいと思っているか、働いているか、働きたいか、学びたいか、もっと社会に参加したいかなどの他の大切なことも検討します。

地方自治体は、あなたに支援ニーズがあるかどうか認定するためにアセスメントを活用し、ニーズをどう満たしていくかを検討します。」というふうに書いています。

次は、アセスメントシートの関係で参考になるものがありましたので、アセスメントシートやセルフアセスメントを載せていますのでご覧ください。

◆イギリス政府が「孤独担当相」を新たに任命した際のテリーザ・メイ首相の言葉
次のスライドが、ケアラーの孤立、ヤングケアラーの孤独・孤立、これにちょっと触れていきたいのですが、2018年にイギリス政府は孤独担当相というのを作っています。

そのとき、孤独担当相を任命した際の当時のテリーザ・メイ前首相の言葉です。

「あまりにも多くの人々にとって孤独は現代の悲しい現実だ。高齢者、ケアラーそして愛する人を亡くした人たち～話す人がいない、考えや日々の出来事を共有する相手がない人たち～が耐え忍ぶ孤独に向き合い、解決するためのアクションを国としてもとっていきたい」ということをここで話しています。

◆英国) ケアラーの孤独の10の事実

それに基づいて、イギリスでは2021年に「ケアラーの孤独の10の事実」を出しています。

ポイントだけ言うと、ケアラーは他の人よりも7倍、孤独や社会的孤立を体験している。

特にヤングケアラーの方が高いということも書かれています。

24歳未満の人については、ほぼ9割の人が孤独・孤立を感じているというデータも出ています。

◆ケアラーが他の人より7倍も孤独にならないためのケアラーの孤独対処のための7つの方策(2021年6月)

また、2021年の6月には「ケアラーが他の人より7倍も孤独にならないためのケアラー孤独対象のための七つの方策」というのも出されており、友人や家族の中でもケアに気づいてアウトリーチをして関わりを持ってください。

雇用主が職場のケアについて議論、そしてケアが繋がりを持つために必要な、休息

の機会などケアのセルフケアのサービスや支援を国が提供してください。
ケアラーの孤独を減らせるように、収入や支援を受ける権利を国が保障してください。

ケアラーが孤独を少しでも感じないように、社会全体がケアのことが話せて理解できるようにしてください。というのが解決策として出されています。

具体的には、イギリスのロンドン地区のケアセンターは、駅から近くて、子供たちにも使えるようなプログラムを作って取り組んでいたり、様々な支援として、地域、職場、学校などでケアに気づいて支援する仕組みであるケアラーパスポートやケアラーフレンドリーなどのコミュニティ作りが目指されています。

職場、病院、コミュニティ、メンタルヘルス、学校、大学など様々な場で、ケアラーパスポートを活用した実践ができるように国がバックアップして、ツールをダウンロードしてケアラーがそれを活用できる仕組みを作っています。

活用の効果としては、そのサポートに取り組むと、ケアしていることに気づきやすくなる。

そして、偏見を減らす。事業所や他の組織やケアラーフレンドリーなどコミュニティを育めるようになったとか、ケアラーを把握して、必要な情報や支援を提供しやすくなった。

こういうことに国全体として取り組むことによって国民の理解促進が進んでいると報告されています。

◆効果的な介護者支援方法を海外実践から学ぶ

効果的な介護者支援の方法を海外実績から学ぶことで、今求められている支援というのは、「多様なケアに気づく支援」、そして「ケアラーのウェルビーイングに着目した支援」、「ケアラーを孤立させない支援」、「ケアの人生に寄り添う支援」で、これからの日本におけるケアラーやヤングケアラー支援のポイントとなる視点だと思います。

◆ケアラー支援条例

次は、日本における都道府県と市町村のケアラー支援条例の実態、現状ですが、条例については、都道府県の第1号は埼玉県、そして北海道も第3番目として今年の3月24日に条例が可決して、4月1日から施行しています。

せっかくだので、北海道の条例の特徴について説明します。

北海道の支援条例の大きなポイントは、第一条の目的のところだと思っています。多くの条例では、第1条の目的は、「全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指す」というところが、他のところを見ていただくと多いのですが、これは憲法第25条の生存権をベースとしているのですが、北海道は、第25条は、基本的なところなので、第13条の包括的基本権、自由権、幸福追求権のところを強調したものとなっています。「全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らす

ことができる地域社会の実現を…」という表現になっています。

1人ひとりのウェルビーイングと自己実現というところですが、このように整理した北海道にも感謝していますし、この部分、「将来にわたる夢や希望って」は、ケアラー支援だけではなく、特にヤングケアラーに着目できるのかなとも思っています。最近では、いろんなところで条例が作られてきていますが、できれば、各都道府県・市町村において積極的に条例をつくっていただき、国の法制化の後押しになっていけばよいなあと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

◆北海道におけるケアラー(ヤングケアラー)の実態

次に、北海道のヤングケアラーについての実態ですが、北海道では去年の7月から8月にかけて国の対象に合わせて、中学2年生と高校2年生を対象に実施しました。なお、札幌市が別に調査をするとのことでしたので、北海道調査では札幌市を除いています。レジュメには、参考として札幌市分の調査結果も載せています。調査結果として、子供が世話をしている家族がいると回答した人は、中学校で3.9%、高校で3.0%、定時制で4.5%という結果です。

ちなみに、札幌市は中学校4.3%、高校生4.1%となっており、若干多い感じはありますがほぼ同じ結果となっています。

概ね4%で25人に1人がヤングケアラーだということになります。

ただ、この数字を見て、「4%なんだ」との声もありましたが、こちらとしては、3%、4%という話ではなく、今の中学校は大体20人から30人でひとクラスです。

そう考えると、「4%」、「25人に1人」ということになると、「クラスに1人はヤングケアラーがいる」ということです。「25人に1人、4%」との捉え方をするのか、「25人に1人、ひとクラスに1人もいる」というふうに捉えるのかの、捉え方で違うと思っています。

次は、世話をしている家族の状況や事柄、これは大体きょうだい是最も多く、高校生になってくると祖父母とかも増えてくる。

これは、子供が大きくなるに伴って、ケアも必要な方の年齢も高くなってくると考えられます。

介護の頻度のところでは、中学校では約6割、高校では5割弱が、「ほぼ毎日」と回答しています。1日あたりの介護にかかる時間は、平均は中学校で3時間未満、高校では「日によって違う」となっていますが、全体として3時間以上が約2割ありました。

学校の影響で、「ない」と言っている方もいますが、「自分の自由になる時間がない」が2割、「友達と遊べない、勉強する時間が取れない」が1割です。

それと、ヤングケアラーに対してのケアラーとしての意識、認知度も数字に影響していると思います。言葉の認知度です。

これは、ケアラーやヤングケアラーを聞いたことがない子供たちは、聞いたことがないので、自分の状況を自覚できないと思います。

自覚ができないということは、外に対して助けてとか、外に対して発信しづらいと思います。

それと、右側が学校に対しての調査ですが、「言葉は知っているが学校として特別な対応をしてない」が6割もあります。

「意識している」と回答したところも、中学校で4割、高校では2割という数字になっていますから、まず、ケアラーやヤングケアラーに対しての認知、どうやって理解促進を進めるかというところが、まず第一歩かなあと思っております。

次は、朝日新聞の2012年の「私の視点」に書かれたものです。障害児の親と仕事と子育てケア、それがヤングケアラーを生むというふうなものです。新聞では、国では子育て支援として、保育園の充実や、放課後児童クラブの待機児童解消に取り組んでいて、全ての子供を対象としています。障害児は一般的な子育て支援に加えて専門的な支援を受けることになっていますが、現実的には障害を理由に保育園、学童保育を利用できない子供たちがいたとか、未就学児の対象の児童発達支援では付き添いが求められることも多いとか、そして、小・中学校の放課後や、夏休み放課後等では、学童保育よりも活動時間が短いところが多いだとか、そうすると実際には働いているので、留守の間はきょうだいの子供の世話を担うことになるヤングケアラーを生んでいるという記事です。

ケアラー支援とはケアラーの人生を支援することのスライドについては、時間のこともありますので、ポイントだけ言います。

「ケアラーの人生のための支援をしてください」、「多様なケアの支援をしてください」、ケアラーがケアする相手は多様なのです。

また、関わりも変わっていきます。ケアラー自体も子供からお年寄りまでいます。そういうことも含めてしっかり理解をしてください。

「ケアラーを孤立させないような支援をしてください」、これは、どうしてもSOSを出しづらい、家のことでもあり、自分の親やきょうだい、子供のことであるということで、ヤングケアラーであれば、自分の好きな親の悪口というふうにも捉えられてしまうこともあるので、なかなか言い出せないというところがありますので、外とのコミュニケーション、場作り、環境作りが重要だと思います。

そして、「ヤングケアラー、若者ケアへの支援を」ということです。

そのところは、やはり各ステージというのがありますので、そういうところをまず理解いただきたいと思っています。

◆元ヤングケアラーの声(各ステージにおける気持ち)

これは、ヤングケアラーの声を、ステージに分けて整理したのですが、その方は、小学校のときは「介護＝(イコール)良いこと」をしているという気持ちで、精神的にもつらくなかった、あまり気にならなかつたと感じています。

しかし、中学校に入って中学の低学年のときには小学生と同じ気持ちだったが、だんだん、3年生になったり、受験の問題が出てきたときに、「やっぱり自分は何か違うな」と思い始め、「なんで自分は」と振り返っています。

そこがまず、一つ目の気づきです。本人として、ヤングケアラーとしての自覚が出てきたときですから、小学校のとき、中学校でも1・2年のときとは、違ったアプローチが必要だと思っています。また、高校に入ったときにも「やっぱり違う」、「周りとは違うんだ」と感じたとのこと。「塾に行っている人、行ってない人」とは違う、自分には行けない。本当は、毎日の部活に入りたかったけど、介護があるので、週2回のクッキング部に入って、それも、そこに入った理由は、そこで料理を作って持って帰って、おばあちゃんに食べさせることができるからとのことでした。友達関係も大きく変わったとのこと。

放課後、友達と遊ばなく、まっすぐ帰ってご飯作りだとか服薬管理もして、大学時代になったら、親は2人とも働いているので収入は安定しているので、「必要なお金があったら言って」とは言われていたが、「なかなか、言えなく自分で自由に使えるお金がなかった」、「アルバイトもできなかった」、「遊びに行くとか、好きな人とのデートもできなかった」そういう頃を、ステージとして振り返っていました。

◆ケアラー支援の考え方

そして、ケアラー支援は社会としてどう進めていくかというところ。

都道府県・市町村に求める支援としては、ヤングケアラーと若者ケアラーの教育と子供・若者らしく過ごせる生活を保障するために、ヤングケアラーや若者ケアラーが抱える問題について、教職員や行政職員、専門職、市民等への啓発や情報提供、研修の機会など、周知を図っていただきたい。

そして、ヤングケアラーの実態について調査し、子供が健やかに成長できる支援体制を作っていただきたい。

また、私どもにも問い合わせがきていましたので整理したのですが、子供や若者が家事や家族の介護を担う家族を支えることは将来的に役立ち、人間性を育てるのではないかというお問い合わせです。

家事や介護の手伝いは、子供の経験や成長に繋がることもあります。

しかし、ヤングケアラーの子供は、経験や成長という範囲を超えて、要介護家族のために毎日家族や直接的なケアに時間を取られて授業を欠席、遅刻、学業の遅れが生じたり、友人との遊びや部活動などができないなど、学校生活への影響から同年代の子供らしい生活ができていないこともあります。

家族のために「頑張って、偉いね」などとの声かけは子供たちが「つらい、しんどい、誰かに聞いてほしい」という思いを口にするのをためらわせてしまいます。

子供自身のつらさに寄り添う支援をお願いしたいと思います。

最後になりますが、ケアラー支援の考え方です。これは、ケアラーの捉え方を段階的にみたものです。今、日本ほどの段階にあるのか、捉えていただきたい。ケアラーこれヤングケアラーに置き換えても結構だと思いますが、「要介護者を援助する資源とみなしているんじゃないか」、これよくケアマネさんたちが指を折って、その一つの資源の中に家族っていうのを入れている、そういうふうな捉え方の段階、

そして、次は「ケアラーを要介護者にサービスを届けるために協力者とみなす」、そして、「ケアラーが社会生活と介護責任の両立を図るため、ケアラーと要介護者を切り離して捉えて、ケアラーを要介護者のケア計画を定めるにあたっての、調整の相手とみなし、計画策定過程に参加を求める」。

できれば、「ケアラーを独立した個人として、自らふさわしい支援を請求できる権利の持ち主であるとみなす」、この段階まで行ってほしいと思います。ここまでくるとイギリス型に変わっていくのかと思います。

そうして、その人、ケアラーのことをよくわかってあげてほしい。ヤングケアラーの理解というのがありますが、関わる側としては、もう一つ、そのケアラーやヤングケアラーじゃない、その人本人、実際の本人の部分と関わるという視点をしっかり持っていただきたいと思います。

時間の関係で、かなりはしょってお話ししましたが、市町村においては、条例ができていなくても、ケアラー支援の具体的な取り組みを進めているところもありますので、もし必要であれば、資料を提供させていただきますので、ご連絡ください。ありがとうございました。

以上